

商工会法に基づく浜松市長の処分に係る審査基準及び処分の基準について

平成22年4月1日制定

商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 「商工会法（以下「法」という。）」第23条第1項の規定に基づく商工会の設立の認可

以下の項目について審査するものとする。

法第23条第2項及び「商工会の設立認可基準について」（昭和35年6月30日付け企庁第1026号）のとおりとする。

(2) 法第42条第5項の規定に基づく会員による総会招集の承認

以下の項目について審査するものとする。

法施行規則第3条及び第17条の規定に従った手続きが適正になされていること。

会議の目的たる事項及び招集の請求の理由が適正なものであること。

法第42条第5項の規定に基づく総会招集の請求がされた日から現在までに所定の期間が経過していること。

総会招集の手続きが行われないことについての理由。

会長の職務を行う者がいないとして会員から総会招集の請求が行われた場合においては、以上の及びに加え、会長の職務を行う者の有無及びその見通し、総会員の5分の1以上の同意を得ている事実。

(3) 法第44条第2項の規定に基づく定款変更の認可

以下の項目について審査するものとする。

法44条第4項の規定により準用する法第23条第2項のとおりとする。

第44条第2項、第46条の規定に従った手続きが適正になされていること。

法施行規則第4条第1項、第5条及び第17条の規定に従った手続きが適正になされていること。

変更しようとする事項及び変更の理由が適正なものであること。

法第28条に規定する事項が変更後の定款に適正に記載されていること。

変更後の定款が法第3条の目的、第6条の原則と適合しているとともに法令に違反しないものであること。

変更後の定款が法第7条の規定と適合していること。

定款の変更に伴い事業の内容が変更又は追加される場合にあつては、その事業の実施に要する経済的基礎の有無及びその事業の実施に伴い会員が法第13条本文に規定する者の2分の1未満になるおそれの有無。

(4) 法第52条の2第2項の規定に基づく合併の認可

以下の項目について審査するものとする。

法第 52 条の 2 第 3 項のとおりとする。

法第 43 条、第 52 条の 2 第 2 項、第 46 条、第 52 条の 3、第 52 条の 5 の規定に従った手続きが適正になされていること。

法施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 3 項、第 8 条の 3 及び第 17 条の規定に従った手続きが適正になされていること。

合併しようとする事項及び合併の理由が適正なものであること。

法第 28 条に規定する事項が定款に適正に記載されていること。

定款が法第 3 条の目的、第 6 条の原則と適合しているとともに法令に違反しないものであること。

定款が法第 7 条の規定と適合していること。

(5) 法第 54 条第 1 項の規定に基づく財産処分の方法の認可

以下の項目について審査するものとする。

法施行規則第 9 条及び第 17 条の規定に従った手続きが適正になされていること。

財産処分の方法が法第 54 条第 3 項の規定に適合しているとともにその他法令に反しないこと。

(6) 法第 54 条第 2 項の規定に基づく総会で議決をしない又はすることができない場合の清算人に対する財産処分の方法の認可

以下の項目について審査するものとする。

法施行規則第 9 条及び第 17 条の規定に従った手続きが適正になされていること。

財産処分の方法を定めるにあたって、総会の議決が行われていない期間及びその理由又はすることができない理由及び今後の見通し。

財産処分の方法が法第 54 条第 3 項の規定に適合しているとともにその他法令に反しないこと。

2 . 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
法第 23 条第 1 項の規定に基づく商工会設立の認可	30 日
法第 42 条第 5 項の規定に基づく会員による総会招集承認	7 日
法第 44 条第 2 項の規定に基づく定款変更の認可	14 日
法第 52 条の 2 第 2 項の規定に基づく合併の認可	30 日
法第 54 条第 1 項の規定に基づく財産処分方法の認可	7 日
法第 54 条第 2 項の規定に基づく財産処分方法の認可	14 日

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1) 法第51条第1項の規定に基づく商工会の業務の一部の停止又は設立の認可の取消し

以下の項目について審査するものとする。

違反又は著しく不当であると認められる運営の内容、程度及び理由。

法第51条に基づく警告を発してから経過した期間。

違反又は著しく不当である運営が改善されていない範囲及びその理由。

違反又は著しく不当である運営の内容・程度と処分の内容・範囲との関連性及び相当性。

(2) 法第51条第2項の規定に基づく商工会の設立の認可の取消し

以下の項目について審査するものとする。

法第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至った状況及びその程度。

警告を発してから経過した期間。

要件を満たすことが困難である理由及び今後の見通し。

(3) 法第51条第4項の規定に基づく商工会の設立の認可の取消し

以下の項目について審査するものとする。

法第51条第3項に基づき不相当であると認める事項の内容及び理由。

勧告を受けてから経過した期間。

勧告に従わない理由及び今後の見通し。

第3 行政指導

1. 指導の基準

(1) 法第51条第3項及び第4項の規定に基づく地区の変更又は解散の勧告

以下の項目について審査するものとする。

法第7条第1項に規定する要件を欠くに至った状況及びその程度。

要件を満たすことが困難である理由及び今後の見通し。